
監 査 委 員

27年監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9 項の規定により、平成26年度に執行した監査の結果（平成26年 9 月 1 日から平成26年10月31日までの間に執行した機

関）を次のとおり公表する。

平成27年 1 月13日

京都府監査委員	植 田	喜 裕
同	山 口	勝
同	村 山	佳 也
同	井 上	元

なお、監査執行者は次のとおりである。

監 査 委 員	執 行 期 間
植 田 喜 裕	平成26年 9 月 1 日～平成26年10月31日
山 口 勝	平成26年 9 月 1 日～平成26年10月31日
村 山 佳 也	平成26年 9 月 1 日～平成26年10月31日
井 上 元	平成26年 9 月 1 日～平成26年10月31日

第 1 定期監査

平成26年 9 月 1 日から平成26年10月31日までの間における定期監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

平成26年度の監査対象機関のうち、知事部局18箇所、教育委員会 6 箇所、警察本部 5 箇所の計29箇所について監査を執行した。その他主要な工事 2 箇所について、別に工事監査を執行した。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

また、会計事務に係る月例点検を例月出納検査と併せて実施した。

なお、監査実施機関の名称、監査実施日及び実施方法等は、次表のとおりである。

実施機関名等	監査実施日	実施方法
府営水道事務所	平成26年 9 月17日・18日	書面監査
福知山児童相談所	平成26年10月17日	書面監査
中小企業技術センター	平成26年 9 月26日	書面監査
府立福知山高等技術専門学校	平成26年10月 9 日・28日	実地監査
港湾事務所	平成26年 9 月 2 日・3 日・10月28日	実地監査
府立園部高等学校附属中学校	平成26年 9 月18日・10月28日	実地監査
府立園部高等学校	平成26年 9 月18日・10月28日	実地監査
府立亀岡高等学校	平成26年 9 月12日	書面監査
府立福知山高等学校	平成26年10月16日	書面監査
府立久美浜高等学校	平成26年10月17日	書面監査
府立中丹支援学校	平成26年10月15日・28日	実地監査
亀岡警察署	平成26年 9 月 8 日	書面監査
南丹警察署	平成26年 9 月 8 日	書面監査

綾部警察署	平成26年10月 7 日	書面監査
福知山警察署	平成26年10月 8 日	書面監査
舞鶴警察署	平成26年10月16日・28日	実地監査
南丹広域振興局	平成26年 9 月 8 日～12日・10月 1 日	実地監査
南丹保健所	平成26年 9 月 9 日・10月 1 日	実地監査
南丹土地改良事務所	平成26年 9 月 8 日～12日・10月 1 日	実地監査
南丹農業改良普及センター	平成26年 9 月 8 日～12日・10月 1 日	実地監査
南丹土木事務所	平成26年 9 月 8 日～11日・10月 1 日	実地監査
中丹広域振興局	平成26年10月 7 日～10日・15日・29日	実地監査
中丹西保健所	平成26年10月15日・29日	実地監査
中丹東保健所	平成26年10月 8 日・29日	実地監査
中丹土地改良事務所	平成26年10月 7 日～10日・15日・29日	実地監査
中丹東農業改良普及センター	平成26年10月 7 日～10日・15日・29日	実地監査
中丹西農業改良普及センター	平成26年10月 7 日～10日・15日・29日	実地監査
中丹東土木事務所	平成26年10月21日～24日・29日	実地監査
中丹西土木事務所	平成26年10月 8 日～10日・29日	実地監査
南丹土木事務所（府道亀岡園部線）	平成26年 9 月 9 日	工事監査
警察本部（西陣警察待機宿舎）	平成26年10月30日	工事監査
例月出納検査 （会計事務月例点検）	平成26年 9 月25日・30日	-
	平成26年10月28日・31日	-

2 監査執行における重点事項

定期監査は、平成25年度分の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、平成26年度監査計画及び監査実施要綱に基づき、次の重点事項を踏まえ執行した。

とりわけ、京都府の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められていることに鑑み、事務事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も踏まえた監査の執行に努めた。

監査における重点事項

- (1) 合規性・正確性視点といった手続面のみならず、内容面にも踏み込んで監査を行い、公金の有効活用等が図られているか等府民目線に立った監査を実施する。
- (2) 現地・現場主義による監査委員審査の充実

3 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

(1) 指摘

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2

① 物品

・物品が手続なく廃棄されていた事例が認められた。(府立園部高等学校)

② 財産

・行政財産の使用許可事務及び使用料の計算が適切に行われていない事例が認められた。(中丹広域振興局)

(2) 注意

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	3	8	0	1	0	0	0	2	1	15

第2 財政的援助団体等監査

平成26年9月1日から平成26年10月31日までの間における財政的援助団体等監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

地方自治法第199条第7項の規定により、府が平成25年度において補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施した。

監査の対象は、①補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）、②出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）及び③公の施設の指定管理者の中から抽出により選定した4団体である。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出等を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

実施機関名等	区分	監査実施日	実施方法
学校法人 京都橘学園	補助	平成26年10月21日	書面監査
一般財団法人 京都ゼミナールハウス	出資管理	平成26年10月23日	書面監査
京都府農業協同組合中央会 京都府農業協同組合教育基金	出資	平成26年10月22日	書面監査
公益社団法人 京都府家畜産物衛生指導協会	出資	平成26年10月24日	書面監査

2 監査における調査事項

監査は、監査実施要綱に基づき、次の事項を踏まえて執行した。

監査における調査事項

(1) 全般的調査事項

ア 補助金等の交付団体については、交付の目的に沿って事業活動がなされているか。

イ 出資団体については、出資の目的に沿って事業活動が行われているか。また、事業活動や経営内容について改善を要する点はないか。

ウ 公の施設の管理団体については、効率的で良好な管理運営が行われているか。

(2) 財務経理に関する事項

ア 会計基準等に基づき適正かつ効果的に経理されているか。

イ 内部牽制（チェック）体制は採られているか。

ウ 経費の支出に係る証拠書類が、適切に保存されているか。

エ 契約方法や事務処理について、改善を要する点はないか。

オ 決算に係る計数は、決算書等の所定の項目に沿って表示されているか。

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

補助金等に係る事業、事業運営及び管理委託に係る事業は、いずれも所期の目的に沿って執行されていた。